



## コラボヘルス推進のお知らせ

### 【はじめに】

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、日本年金機構(以下「事業所」という。)と、日本年金機構健康保険組合(以下「健保組合」という。)との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業を実施に向けて、健診結果などの情報を事業所と健保組合で下記のとおり、共有・活用することとなりますのでお知らせいたします。

なお、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、加入者に共同して利用される個人データの項目などについては、健保組合のホームページで公表することとしております。

### (参考)個人情報の保護に関する法律

#### 第23条 (第三者提供の制限)

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

— 中略 —

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

### 【事業目的及び内容】

生活習慣病の予防を目的に下記①～③の事業を実施します。

#### ①健診結果及びリスク保有者データの共有による早期受診勧奨及び事後フォロー

共同利用するデータ:生活習慣病関連項目

⇒事業所が実施する法定健診、健保組合が実施する人間ドックの「生活習慣病関連項目(血圧・脂質・血糖など)」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用します。

#### ②高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

共同利用するデータ:生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報(例:血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していないなど)

※レセプト情報による病歴などの情報は含まれません

⇒治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、健保組合より「お知らせ」による受診勧奨を実施します。受診勧奨した後(一定期間経過後)、医療機関への受診が確認できない場合は、事業所より受診勧奨を行います。

### ③被扶養者への健診受診勧奨

共同利用するデータ:適用関連情報項目

⇒特定健康診査対象者に対して、健保組合より「お知らせ」による受診勧奨を実施します。

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。生活習慣病は、(1)自覚症状がないまま進行すること、(2)長年の生活習慣に起因すること、(3)疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリスクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

#### 【共同利用する者の範囲】

事業所／労務管理部厚生グループ職員  
(責任者)労務管理部長

健保組合／保健事業担当職員  
(責任者)常務理事

#### 【共同利用される個人データの項目】

- ・職員番号・健康保険記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所
- ・健康診断・人間ドック・オプション検査などの全ての検査結果データ及び判定、受診医療機関名、保健指導の利用の有無及び指導内容

#### 【その他の留意事項】

- ・本事業で取り扱う個人情報、詳細なレセプト情報(病歴、治療内容など)は含まれません。また、個人情報は、事業目的及び内容の範囲でのみ使用するものとし、集計の際は、匿名化を行った上で取り扱うこととします。
- ・上記の目的以外で使用された場合は、責任者及び違反者には、罰則が科せられます。なお、本事業でのデータ共有について同意されない方については、事業所若しくは健保組合にお申し出ください。

## 健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

日本年金機構健康保険組合（以下「組合」）と日本年金機構（以下「事業所」）は、「組合」が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する人間ドック事業と、「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規定に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に以下の通り、覚書を取り交わすこととする。

### 1. 目的

被保険者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

### 2. 共同推進

上記目的を達成する為、「組合」及び「事業所」は共同で実施する事項について以下の通り定め、別紙の通り各々の事業を推進する。

- (1) 健診結果及びリスク保有者データの共有による早期受診勧奨及び事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨
- (3) 被扶養者への健診受診勧奨

### 3. 留意事項

利用目的を生活習慣病予防のための健診事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、「組合」及び「事業所」は各々実施する健康診査の結果及び連絡先個人情報等を互いに提供することとする。また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。

なお、提供方法、提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

### 4. 費用負担


「組合」及び「事業所」は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。


### 5. その他

「組合」及び「事業所」は、本覚書を証とするため、2通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。

本覚書は平成31年2月20日より有効とする。

平成31年2月13日

日本年金機構健康保険組合  
理事長 木谷 豊 

日本年金機構  
理事長 水島 藤一郎 

コラボヘルス推進のため共同で実施する事項

1. 健診結果及びリスク保有者データの共有による早期受診勧奨及び事後フォロー  
共同利用するデータ：生活習慣病関連項目  
⇒事業所が実施する法定健診、健保組合が実施する人間ドックの「生活習慣病関連項目（血圧・脂質・血糖など）」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を共有し、該当者の事後指導に活用する。
  
2. リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨  
共同利用するデータ：生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報  
(例:血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していないなど)  
※レセプト情報による病歴などの情報は含まれない  
⇒治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、健保組合より「お知らせ」による受診勧奨を実施します。受診勧奨した後（一定期間経過後）、医療機関への受診が確認できない場合は、事業所より受診勧奨を行う。
  
3. 被扶養者への健診受診勧奨  
共同利用するデータ：適用関連情報項目  
⇒特定健康診査対象者に対して、健保組合より「お知らせ」による受診勧奨を実施する。